ポストコロナ時代に向け、中小企業等の事業再構築を支援する

事業再構築補助金申請サポート

せとうちDMO(※)を構成する株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションでは、コロナ禍において事業の再構築を目指す観光関連事業者の補助金申請サポートを行います。**観光領域の専門家や補助事業の経験豊富なコンサルタントと瀬戸内7県の金融機関出向者が連携を図り、事業計画や申請書類の作成まで、事業者に寄り添ったサポートを行います。**お気軽にお問合せください。

事業再構築補助金とは?

中小企業庁による中小・中堅企業者が新しい事業転換を行う際に利用できる補助金制度。新型コロナにより売上が減少し、事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の事業が対象。新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するものです。

管轄 :経済産業省 中小企業庁

予算 : 1兆1,485億円(令和2年度第3次補正)

補助金額 :100万円~1億円(上限)

補助率 : 1/2~3/4

公募期間 : 2021年7月30日~9月21日18:00まで 補助対象 : 下記1と2をどちらも満たすこと

1. 申請前の直近数ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ 以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

2. 以下の取組を通じた規模の拡大等を行うこと。 ①新分野展開 ②業態転換 ③事業・業種転換等

④事業再編 ※「事業再構築指針」に沿う必要あり。

補助対象 : 建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費 クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・

販売促進費、 研修費、海外旅費 (卒業枠・グローバルV字回復枠のみ)

※事前着手申請制度あり。

※以下は補助対象となりませんのでご注意ください

土地購入費、建物購入費、建物の単なる賃貸のための経費、公道を走る

車両購入費、汎用品(パソコン、家具等)購入費

※大規模賃金引上枠、卒業枠、グローバルV字回復枠、緊急事態宣言特別枠、最低賃金枠によって補助金額が異なります。また、従業員数で補助金額と補助率が異なるため、詳細は「事業再構築補助金公募要領」を確認ください。

手数料

相談 :無料 着手金 :10万円

成功報酬:採択された補助金額の10%

※着手金は不採択の場合次回申請に持ち越しが可能。

※せとうちDMOメンバーズ会員企業は着手金無料!

詳しくはお問合せください。

※せとうちDMO

官民が参画する一般社団法人せとうち観光推進機構と金融機関・域内外の民間企業が参画する株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション で構成。DMOは Destination Marketing/Management Organizationの略。観光需要の創出と商品やサービスの供給体制の強化を行いな がら、多様な関係者とともに持続可能な観 光地域づくりを推進しています。

事業再構築補助金・事務局

https://jigyou-saikouchiku.jp/

(中小企業庁のサイトに飛びます)